

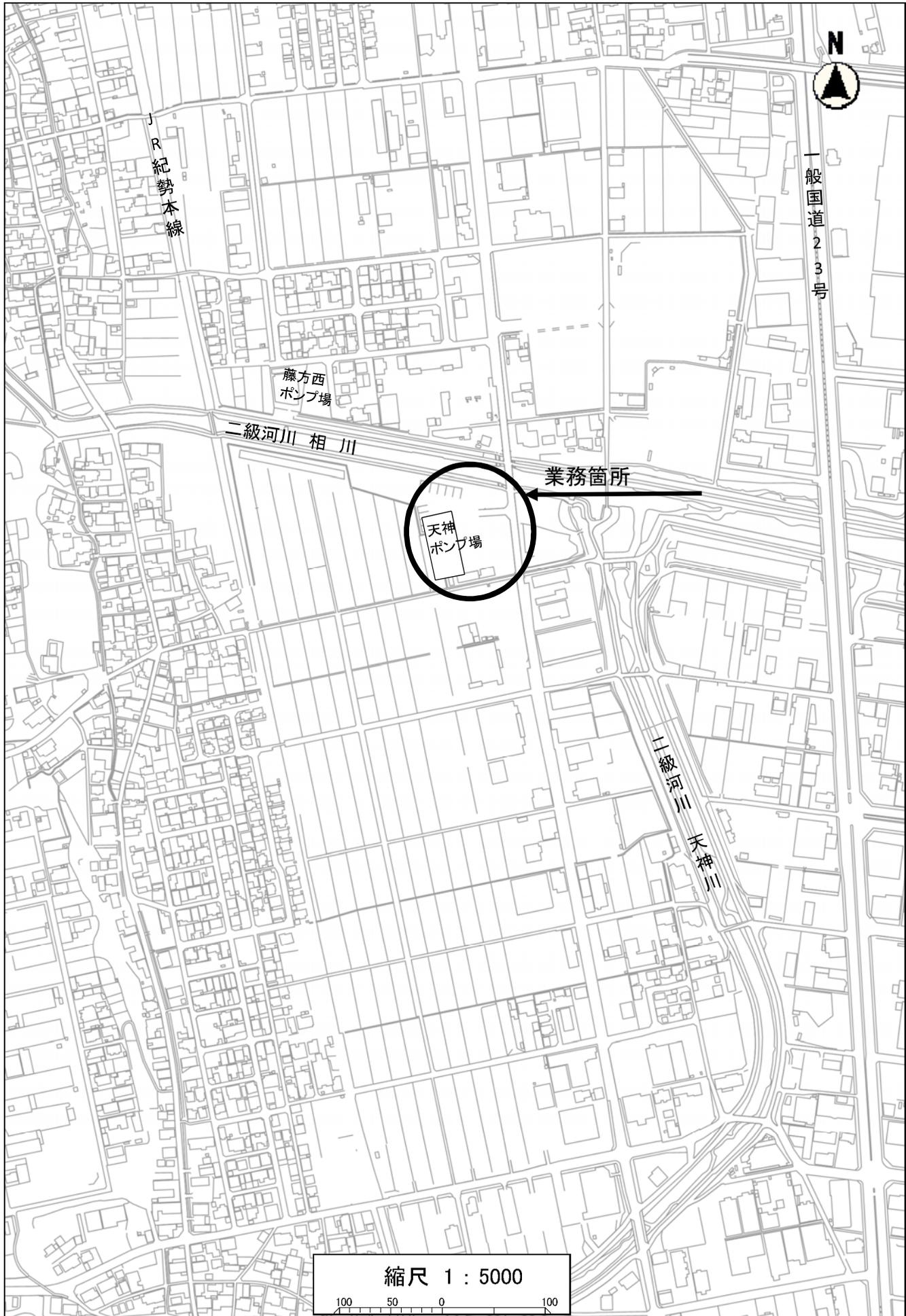
前金	部分払
有	一回

令和元年度下建公補第1-25号
 天神ポンプ場(上屋建築)築造工事監理業務委託

業務場所	津市 高茶屋小森上野町 地内
業務期間	令和2年3月6日まで
業務概要	新築 構造 鉄筋コンクリート造 延面積 1,152m ² ※上記に係る工事監理業務委託 一式
	課長 検算者 参与 調整担当主幹 担当主幹 設計者

位置図

令和元年度下建公補第1-25号
天神ポンプ場(上屋建築)築造工事監理業務委託



特記仕様書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	調 査 技 術 者	
	氏 名	〇〇 〇〇
	件 名	〇〇〇〇業務委託
	工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	社 名	〇〇〇〇株式会社 印

【建築士法第24条の7及び8に関する事項】

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

また、契約を締結したときは、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注2) 印は所属会社の社印とする。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【ワンデーレスポンスに関する事項】

この業務の対象工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。業務を進めるにあたり、留意すること。

【設計変更に関する事項】

この業務を進めるにあたり下記に留意すること。

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)を参考とする。

(津市HP「仕事・産業-入札・契約-工事・建設コンサルタント関係-調達契約課かのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)

工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称

令和元年度下建公補第1-25号
天神ポンプ場(上屋建築)築造工事監理業務委託

2. 目的

流域関連津市公共下水道雲出川左岸処理区における排水面積49.6haの天神排水区の浸水対策として、雨水ポンプ場(上屋建築)を築造するにあたり工事監理を行うものである。

3. 履行期限

令和2年3月6日限り

4. 対象施設の概要

- (1) 施設名称 天神ポンプ場
- (2) 敷地の場所 津市 高茶屋小森上野町 地内
- (3) 施設用途 雨水処理施設
- (4) 施設の構造・規模
 - ① 延べ面積 1,152㎡
 - ② 構造 鉄筋コンクリート造
- (5) 全体計画工事費
約253百万円(税抜き)
- (6) 対象工事 令和元年度下建公補第5号
天神ポンプ場(上屋建築)築造工事
令和元年度下施雨ポ公補第1号
天神ポンプ場(建築機械設備)築造工事
令和元年度下施雨ポ公補第2号
天神ポンプ場(建築電気設備)築造工事

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されたものを適用する。

1. 工事監理業務の内容

一般業務は、次に掲げるところによるが、各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、「III 業務仕様の詳細」によるほか、監督員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

(1) 工事監理に関する業務

(i) 工事監理方針の説明等

- ① 工事監理方針の説明
- ② 工事監理方法変更の場合の協議

(ii) 設計図書の内容の把握等の業務

- ① 設計図書の内容の把握
- ② 質疑書の検討

(iii) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

① 施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

◎ 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。

② 工事材料、設備機器等の検討及び報告

(iv) 工事と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事請負者等から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。

(v) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

(vi) 業務報告書等の提出

(2) 工事監理に関するその他の業務

(i) 工程表の検討及び報告

(ii) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

(iii) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

(iv) 関係機関の検査の立会い等

(v) 各種会議の運営・議事進行

定例会議等を主体的かつ円滑に運営するための準備、議事進行等を行う。

(vi) 各種法令・手続等の対応への参画

法令手続き等に必要な資料の作成、準備及び対応を行う。

(vii) 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の工事請負者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事請負者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

(viii) 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事請負者等に対して助言すべき事項を監督員に報告する。

(ix) 完成図の確認

① 設計図書の定めにより工事請負者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督員に報告する。

② 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事請負者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

(x) 発注者が主催し行う住民説明会への参加及び説明への協力

2. 業務の実施

(1) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

- ◎ 官庁施設の基本的性能基準
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準
- ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ◎ 公共建築工事積算基準
- ◎ 公共建築工事共通費積算基準
- ◎ 公共建築工事標準単価積算基準
- ◎ 建築物解体工事共通仕様書
- ◎ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ◎ 省エネルギー建築設計指針
- ◎ 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する指針（三重県）
- ◎ 三重県建設副産物処理基準
- ◎ 三重県環境配慮技術指針
- ◎ ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル（三重県）
- ◎ 津市公共建築物等木材利用方針

b. 建築

- ◎ 建築工事設計図書作成基準
- ◎ 敷地調査共通仕様書
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎ 建築設計基準
- ◎ 建築構造設計基準
- ◎ 建築構造設計基準の資料
- ◎ 建築工事標準詳細図
- ◎ 擁壁設計標準図
- ◎ 構内舗装・排水設計基準
- ◎ 建築工事監理指針
- ◎ その他工事に必要な基準及び指針

c. 設備

- ◎ 建築設備計画基準
- ◎ 建築設備設計基準
- ◎ 建築設備工事設計図書作成基準
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ◎ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ◎ 建築設備耐震設計・施工指針
- ◎ 建築設備設計計算書作成の手引
- ◎ 電気設備工事監理指針
- ◎ 機械設備工事監理指針
- ◎ その他工事に必要な基準及び指針

(2) 提出書類等

a. 提出書類

◎ 業務計画書

提出部数：2部（A4ファイル綴じ）
契約締結後14日以内に提出すること。

◎ 業務報告書

提出部数：2部（A4ファイル綴じ）
毎月、前月分を月初めに提出すること。

◎ その他業務に必要な書類

(3) 打合せ及び記録

a. 監督員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務計画書に定める時期
- 3) 監督員又は受注者が必要と認めた時

b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事請負者等と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(4) 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、以下の通りとする。

a. 業務一般事項

- 1) 業務の目的
- 2) 業務計画書の適用範囲
- 3) 業務計画書の適用基準類
- 4) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

b. 業務工程計画

対象工事の実施工程との整合を図るため、工事請負者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

c. 業務体制

- 1) 受注者側の管理体制

受注者管理体制系統図を作成する。

- 2) 業務運営計画

現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。

- 3) 業務フロー

監督員により指示された内容のフローとする。

d. 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

(5) 資料の貸与及び返却

◎ 対象工事設計図書（PDF）

(6) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、検査に立会う。

(7) 検査

a. 完了報告については、業務完了報告書に必要事項を記載する。

b. 業務報告書については、次の構成とする。

◎ 月間業務計画表・月間業務実施表

工事請負者等が提出した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、月間業務計画・報告書のうち「予定」の欄に、必要事項を記載する。その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について、同様式のうち「実施」の欄に必要事項を記載する。

◎ 報告書

工事請負者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、報告書・提案書に工事請負者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。必要に応じ、監督員からの指示内容が記載された指示書、受注者と監督員との間の協議内容が記載された協議書についても添付することとする。

◎ 打合記録

監督員及び工事請負者等との打合せ結果について、打合記録に必要事項を記載する。

◎ 月報

工事監理業務月報に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載する。

◎ 日報

工事監理業務日報に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

Ⅲ 業務仕様の詳細

業務仕様の詳細については次に掲げるところによることとし、受注者は監督員の指示に従い、以下の一般業務及び追加業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

1. 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

(i) 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。

(ii) 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

(2) 設計図書の内容の把握等の業務

(i) 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督員に報告する。

(ii) 質疑書の検討

工事請負者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。

(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

(i) 施工図等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事請負者等が作成し、提出する施工図（現寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③ ②の結果、工事請負者等が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事請負者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事請負者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員

に報告する。

② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③ ②の結果、工事請負者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(4) 工事と設計図書との照合及び確認

工事請負者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認・検収、抽出による確認、工事請負者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

① (4) の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

② (4) の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③ 工事請負者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。

④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。

(6) 業務報告書等の提出

① 工事と設計図書との照合及び確認を終えた後、業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

② 必要に応じて、建築基準法第12条第5項の規定に基づく工事監理報告書を監督員の承諾を受けた後、建築主事等に提出する。

2. 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

- ① 工事請負契約の定めにより工事請負者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事請負者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③ ②の結果、工事請負者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- ① 設計図書の定めにより工事請負者等が作成し、提出する施工計画、施工要領（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事請負者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③ ②の結果、工事請負者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

- ① 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
対象工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事請負者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。また、完成検査及び出来高部分検査に立会い、質疑及び書類の提出を求められた場合はこれに応じる。

3. 実施条件

- (1) 津市工事監理業務委託契約約款に基づいて契約を履行する。
- (2) 受注者は建築基準法及び建築士法等の法令上の工事監理者となるものとし、その責任を全うすること。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、必要に応じて受注者の負担において備えるものとする。

(4) 軽微な設計変更

設計図書に基づき、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整又は監督員の指示等により軽微な変更の必要が生じた場合、工事請負者等に対して指示すべき事項について監督員に報告する。

(5) 提出書類

(i) 受注者は、発注者が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

(ii) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(6) 打合せ及び記録

(i) 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合記録）に記録し、相互に確認しなければならない。

(ii) 工事監理業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、受注者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、受注者が書面（打合記録）に記録し、相互に確認しなければならない。

(iii) 受注者が工事請負者等と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を受けることとする。また、受注者は請負者等との打合せ内容について書面（打合記録）に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

(7) 業務計画書

(i) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(ii) 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- ① 業務一般事項
- ② 業務工程計画
- ③ 業務体制
- ④ 業務方針

上記事項のうち② 業務工程計画については、対象工事の工事請負者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。ただし、提出期限内に工事請負者等から工事の実施工程表が提出されない場合はその準備が整った後とすることができる。また、④ 業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(iii) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(iv) 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(8) 関係機関への手続き等

(i) 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受注者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。

(ii) 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告する。

(9) 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

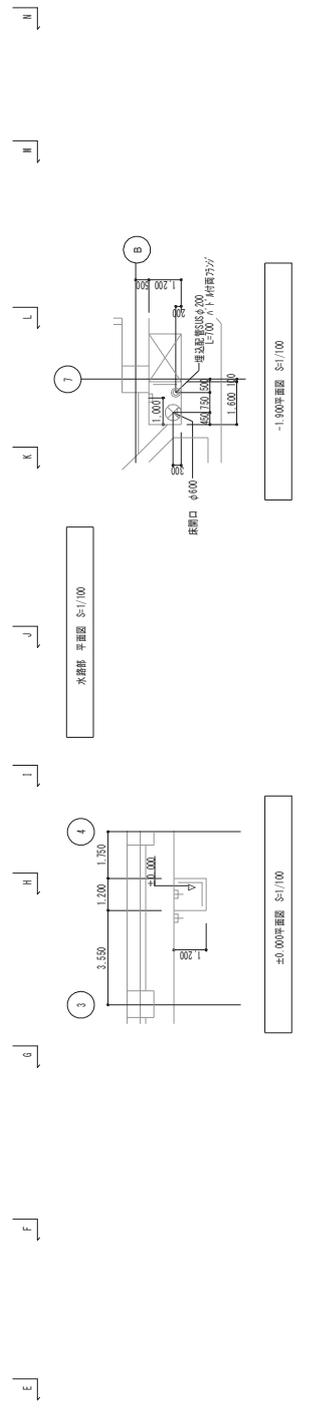
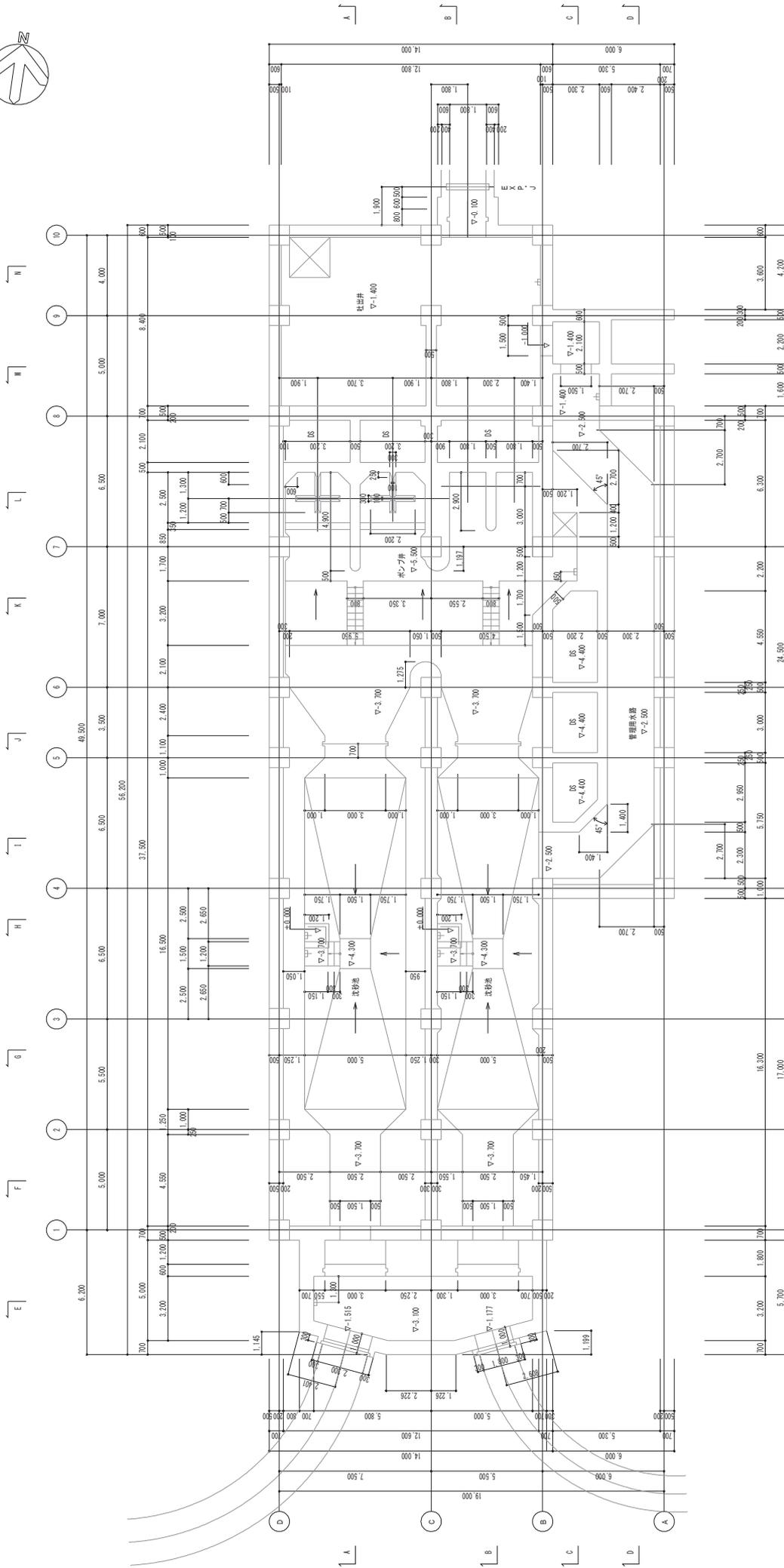
労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

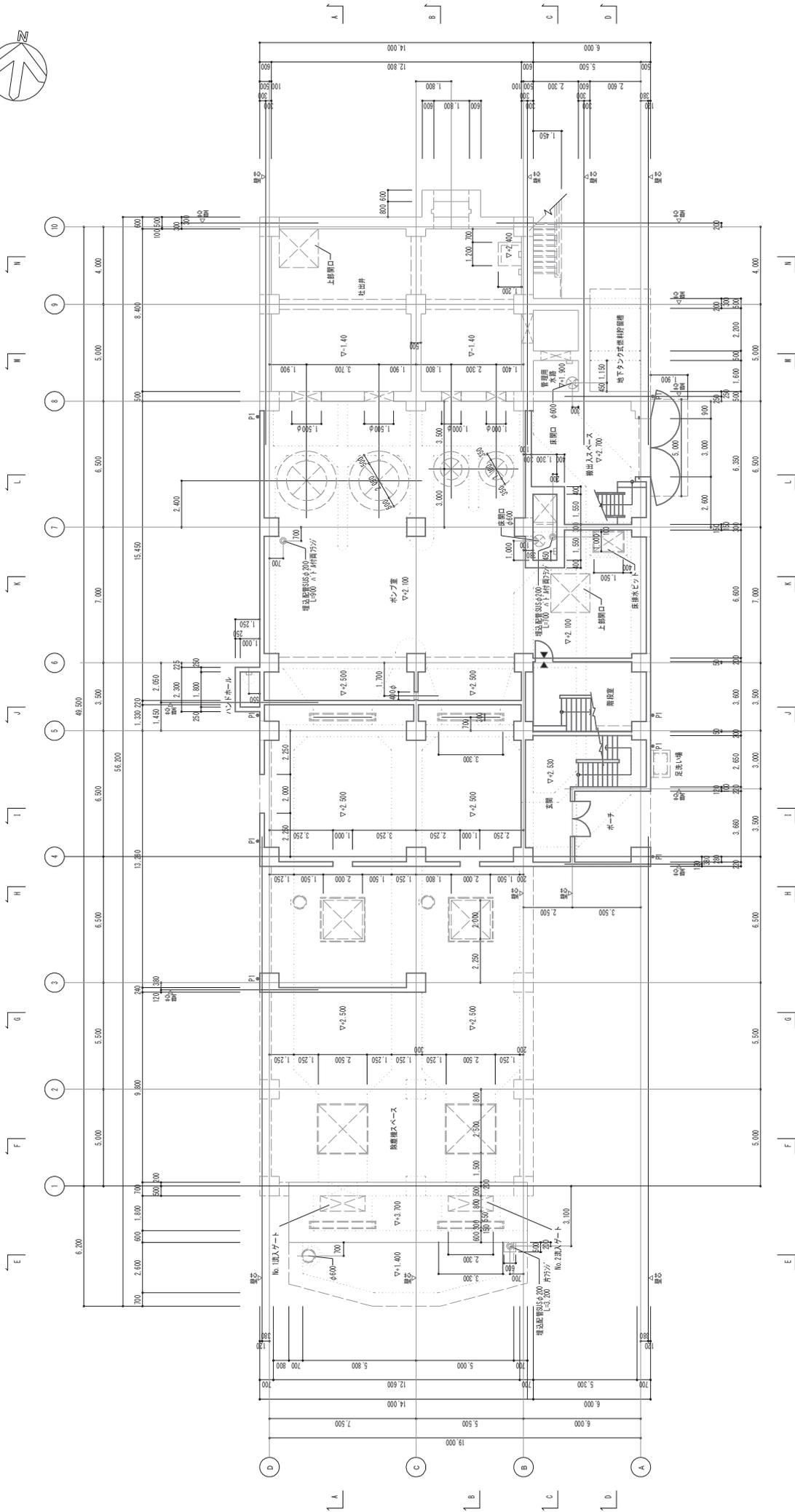
記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。



※土木工事施工済【参考図】
※本図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	令和元年度 下瀬公補第5号 天神ポンプ場 (上層建設) 築造工事
施工箇所名	津市高茶屋小森上野町地内
図面の種類	水網部 平面図【参考図】
縮尺	1:100 図面番号 A-17
事業所名	津市下水道局下水道建設課



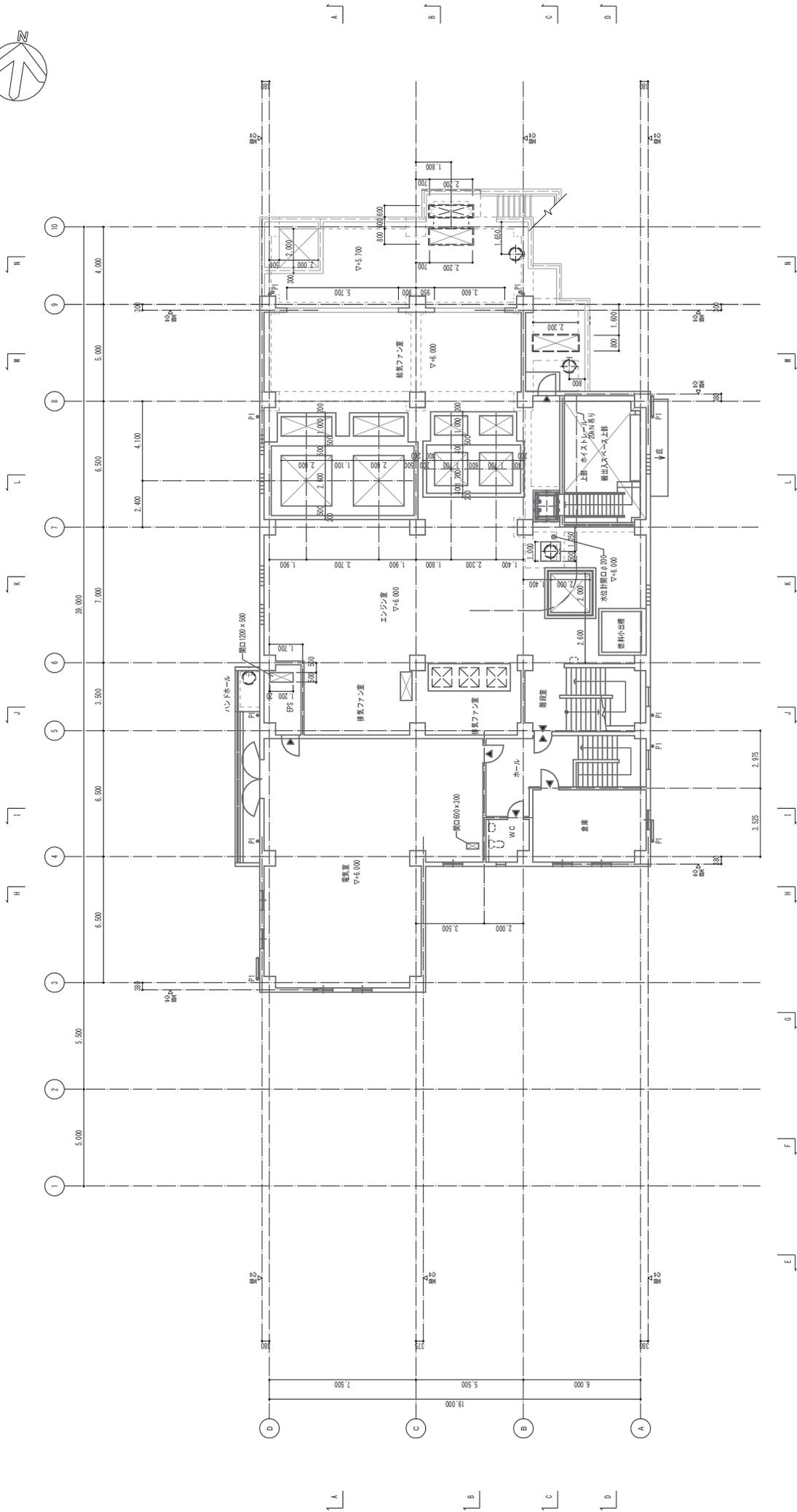
1. C・P1は規模1.00を示す。
2. RDはルーフトレイン(傾斜)1.00Aを示す。
3. ▼は壁名札 片付(250×400製品)を示す。

1階 平面図 S1/100

※本図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	令和元年度 下瀬公補第5号 天神ポンプ場 (上層建築) 築造工事
施工箇所名	津市高茶屋小森上野町地内
図面の種類	1階 平面図
縮尺	1:100
図面番号	A-18
事業所名	津市下水道局下水道建設課





注記)

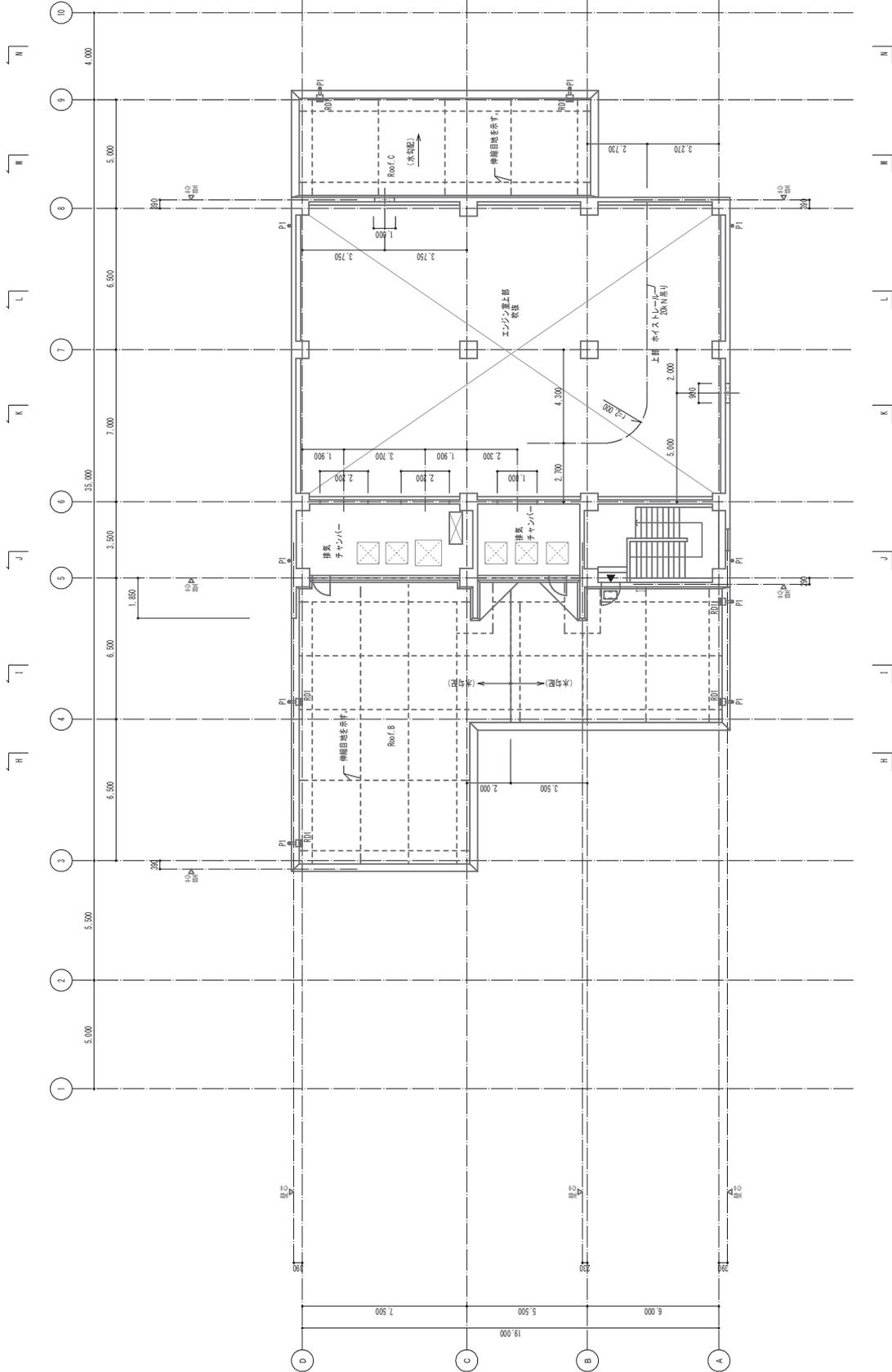
1. ○・P1は距離1.00mを示す。
2. ■(R/D)はルーフトレイン(傾斜型)1.00Aを示す。
3. ▼は壁名札 平付(250×400mm製品)を示す。

2階 平面図 S=1100

※本図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	令和元年度 下瀬公報第5号 天神ポンプ場 (上層建設) 築造工事
施工箇所名	津市高茶屋小森上野町地内
図面の種類	2階 平面図
縮尺	1:100 図面番号 A-19
事業所名	津市下水道局下水道建設課





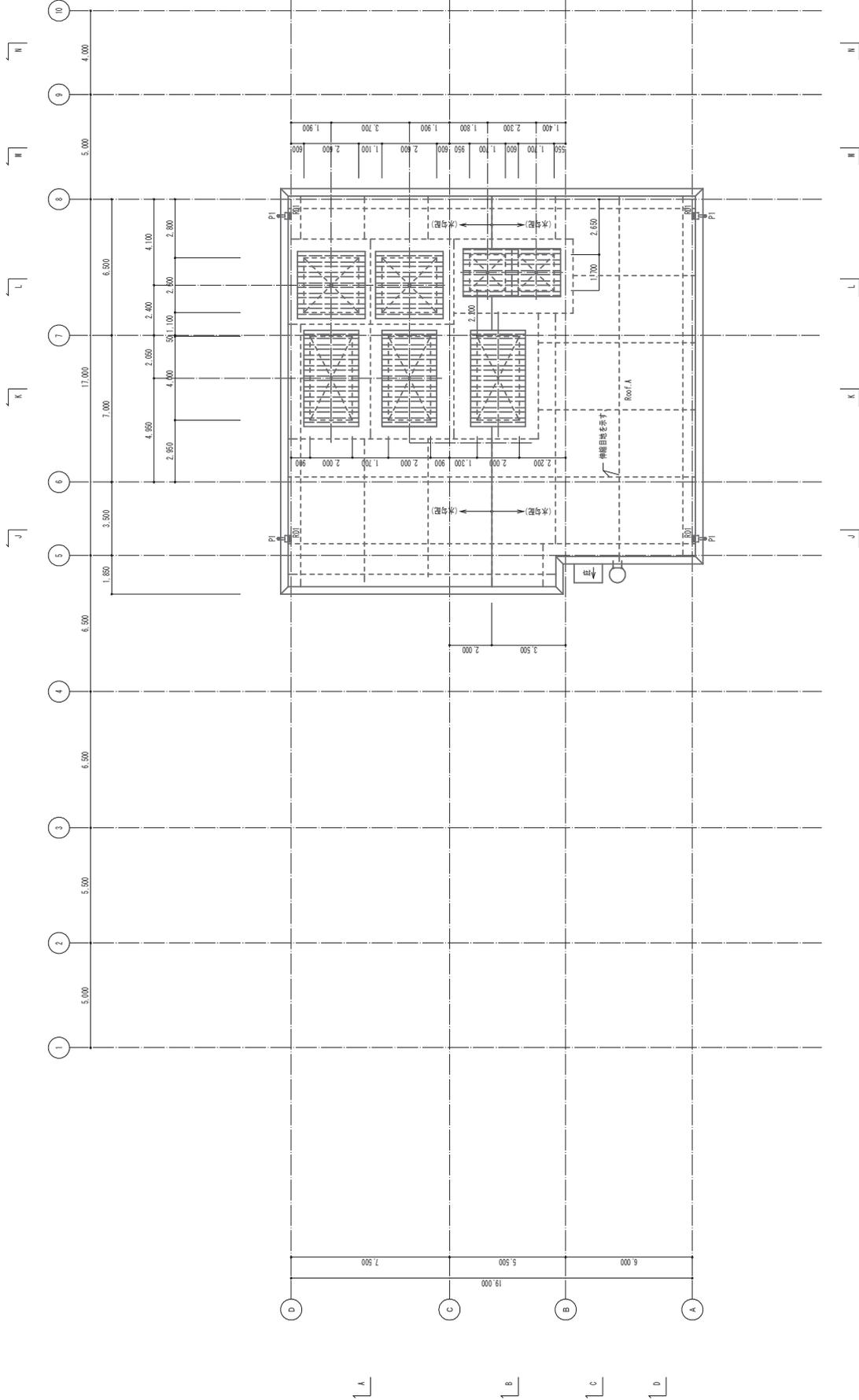
注記)

1. C-P1は建盤1000を示す。
2. RD1はルーフトレイン(傾斜型)100Aを示す。
3. ▼は壁名札 平付(250×400製品)を示す。



※本図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	令和元年度 下瀬公補第5号 天神ポンプ場 (上層建設) 築造工事
施工箇所名	津市高茶屋小森上野町地内
図面の種類	PH 平面図
縮尺	1:100 図面番号 A-20
事業所名	津市下水道局下水道建設課



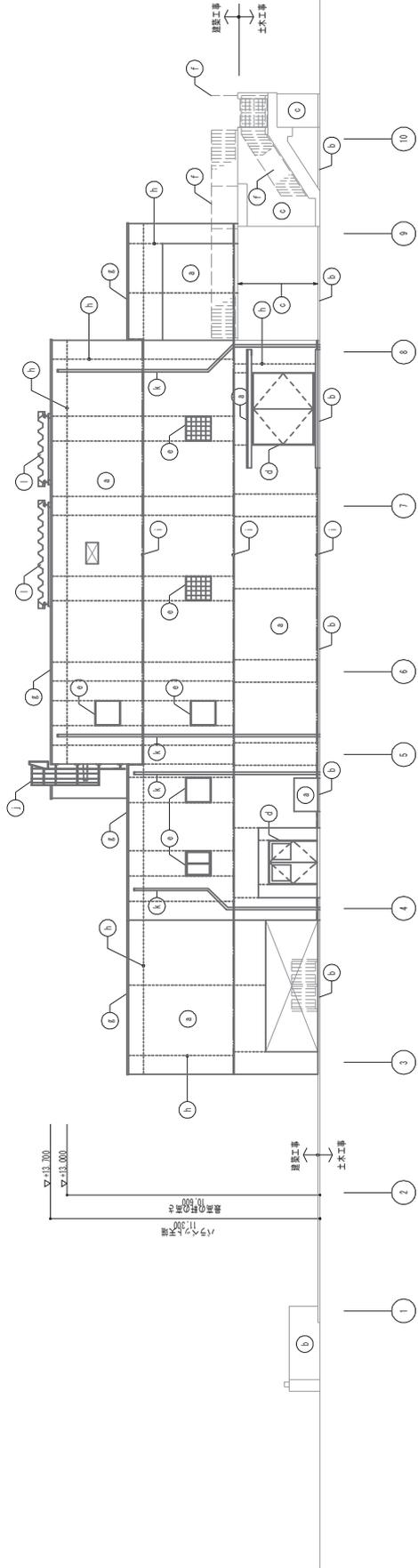
注記)

1. ○・PIは規模100sを示す。
2. ■・RDはカラーフレッドレン(傾別図)100Aを示す。

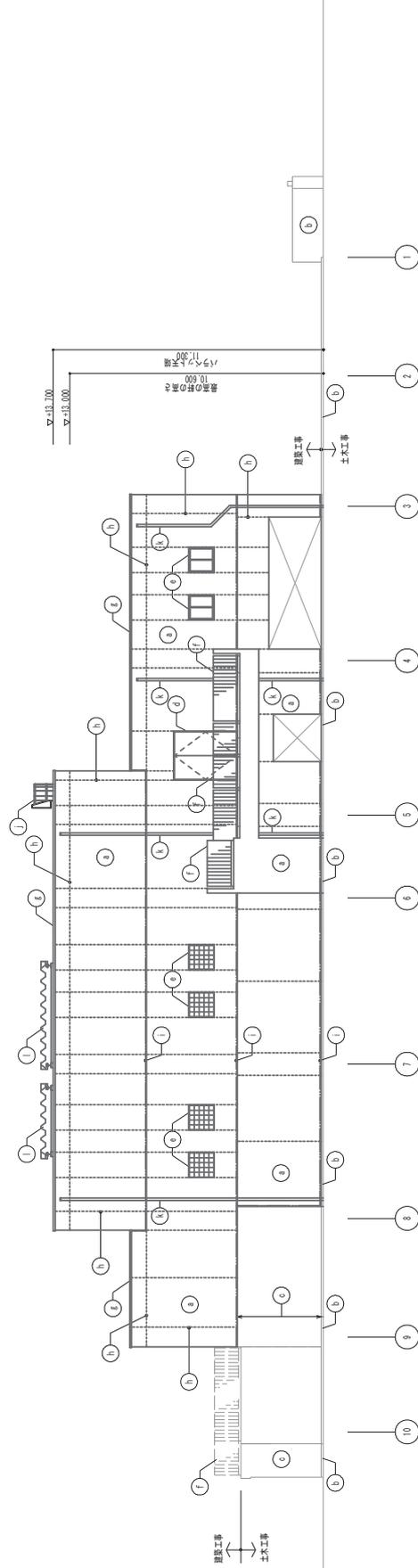
RF 平面図 5s/100

※本図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	令和元年度 下種公補第5号 天神ポンプ場 (上層建設) 築造工事
施工箇所名	津市高茶屋小森上野町地内
図面の種類	RF 平面図
縮尺	1:100 図面番号 A-21
事業所名	津市下水道局下水道建設課



東1階図 5-1/100



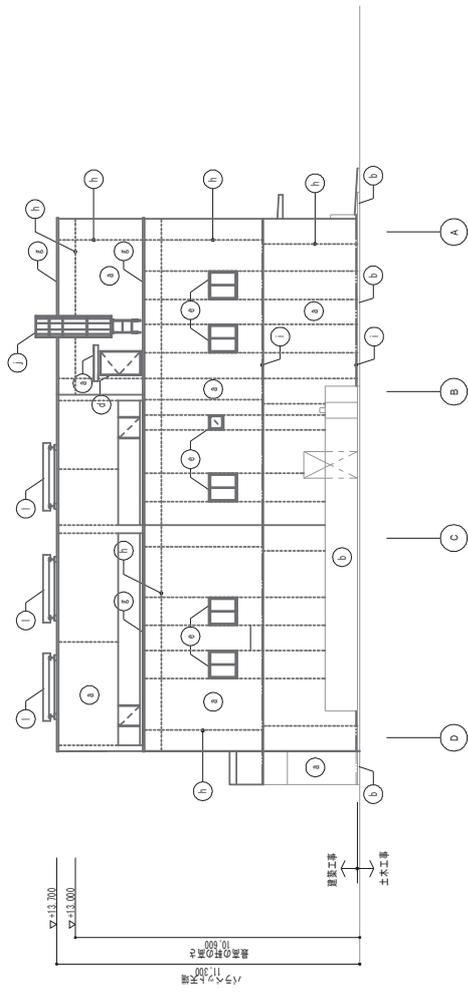
西1階図 5-1/100

凡例
 ラインは、打覆自由部分を示す。
 破線ラインは、構造自由部分を示す。

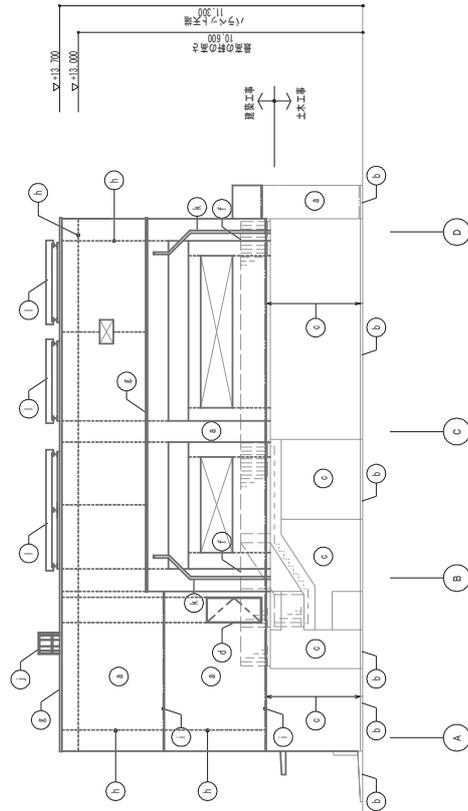
仕上別	説明
(R)	アルミ樹脂系 (B-1)
(H)	鋼製柱
(L)	打覆自由
(RE)	ステンレス製安全ガード付ラック
(C)	鋼製扉、DP
(A)	アルミ樹脂系 (B-1)
(L)	アルミ樹脂系 (B-1)

工事名	令和元年度 下瀬公補第5号 天神ポンプ場 (上層建設) 築造工事
施工箇所名	津市高茶屋小森上野町地内
図面の種類	立面図 (1)
縮尺	1:100
図面番号	A-22
事業所名	津市下水道局下水道建設課

※本図面はA1サイズを原寸とする。



上層図面 1/100



下層図面 1/100

凡例
 ラインは、打埋自由部分を示す。
 破線ラインは、構造自由部分を示す。

仕上別	説明	記号
①	コンクリート打直しの上層部材 (RE)	①
②	コンクリート打直し	②
③	コンクリート打直し	③
④	鋼筋鉄骨 DP	④
⑤	アルミ樹脂壁 (B-1)	⑤
⑥	アルミ樹脂扉 (B-1)	⑥
⑦	アルミ樹脂窓 (B-1)	⑦
⑧	アルミ樹脂手摺 (B-1)	⑧
⑨	アルミ樹脂床 (B-1)	⑨
⑩	アルミ樹脂天井 (B-1)	⑩
⑪	アルミ樹脂壁 (B-1)	⑪
⑫	アルミ樹脂扉 (B-1)	⑫
⑬	アルミ樹脂窓 (B-1)	⑬
⑭	アルミ樹脂手摺 (B-1)	⑭
⑮	アルミ樹脂床 (B-1)	⑮
⑯	アルミ樹脂天井 (B-1)	⑯
⑰	アルミ樹脂壁 (B-1)	⑰
⑱	アルミ樹脂扉 (B-1)	⑱
⑲	アルミ樹脂窓 (B-1)	⑲
⑳	アルミ樹脂手摺 (B-1)	⑳
㉑	アルミ樹脂床 (B-1)	㉑
㉒	アルミ樹脂天井 (B-1)	㉒
㉓	アルミ樹脂壁 (B-1)	㉓
㉔	アルミ樹脂扉 (B-1)	㉔
㉕	アルミ樹脂窓 (B-1)	㉕
㉖	アルミ樹脂手摺 (B-1)	㉖
㉗	アルミ樹脂床 (B-1)	㉗
㉘	アルミ樹脂天井 (B-1)	㉘
㉙	アルミ樹脂壁 (B-1)	㉙
㉚	アルミ樹脂扉 (B-1)	㉚
㉛	アルミ樹脂窓 (B-1)	㉛
㉜	アルミ樹脂手摺 (B-1)	㉜
㉝	アルミ樹脂床 (B-1)	㉝
㉞	アルミ樹脂天井 (B-1)	㉞
㉟	アルミ樹脂壁 (B-1)	㉟
㊱	アルミ樹脂扉 (B-1)	㊱
㊲	アルミ樹脂窓 (B-1)	㊲
㊳	アルミ樹脂手摺 (B-1)	㊳
㊴	アルミ樹脂床 (B-1)	㊴
㊵	アルミ樹脂天井 (B-1)	㊵
㊶	アルミ樹脂壁 (B-1)	㊶
㊷	アルミ樹脂扉 (B-1)	㊷
㊸	アルミ樹脂窓 (B-1)	㊸
㊹	アルミ樹脂手摺 (B-1)	㊹
㊺	アルミ樹脂床 (B-1)	㊺
㊻	アルミ樹脂天井 (B-1)	㊻
㊼	アルミ樹脂壁 (B-1)	㊼
㊽	アルミ樹脂扉 (B-1)	㊽
㊾	アルミ樹脂窓 (B-1)	㊾
㊿	アルミ樹脂手摺 (B-1)	㊿

※本図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	令和元年度 下瀬公補第5号 天神ポンプ場 (上層建設) 築造工事
施工箇所名	津市高茶屋小森上野町地内
図面の種類	立面図(2)
縮尺	1:100
図面番号	A-23
事業所名	津市下水道局下水道建設課